

道路法

(昭和27. 6. 10) 最近改正 令和2. 5. 27 法31号

1. 道路一体建物に関する協定の効力

(1) 道路一体建物に関する協定

「道路一体建物に関する協定」は道路の区域を立体的区域とした道路と当該道路の区域外に新築される建物とが一体的な構造となることについて、道路の管理者と建物所有者との間で締結されるものです。協定を締結した場合、道路管理者は、その旨公示します（法第47条の8）。

なお、ここでいう道路の管理者とは指定区間（政令で指定する区間）内の国道にあっては国土交通大臣、指定区間外の国道にあっては都道府県又は指定市、都道府県道にあっては都道府県又は指定市、市町村道にあっては市町村をいいます（法第13条～第17条）。

(2) 制限の内容（法第47条の9）

道路一体建物に関する協定は、その協定が公示された後に、その対象となっている道路一体建物の所有者となつた者に対しても、その効力があります。

2. 利便施設協定の効力

(1) 利便施設協定（注1）（法第48条の37）

道路管理者は、道路管理利便施設所有者（注2）等との間において、管理の方法等の一定の事項を定めた協定を締結して、当該道路外利便施設の管理を行うことができます。

（注1） 利便施設協定とは道路管理者と道路外利便施設所有者とが経路についての協定を締結することにより、道路通行者、利用者の利便の確保を目的として、道路と沿道の施設について一体的な管理を行うことができる制度です。工作物の施設の設置が道路の構造、周辺の土地利用の状況からみて困難の場合において道路外利便施設所有者等の全員の合意により締結できます。

（注2） 道路外利便施設所有者等とは以下の者をいいます。

- ① 道路外利便施設の所有者
- ② 道路外利便施設の敷地である土地の所有者
- ③ 道路外利便施設の敷地である土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者

(2) 利便施設協定の効力（法第48条の39）

この利便施設協定は、公示があった後において協定利便施設の道路外利便施設所有者となつた者に対しても、その効力があります。

3. 道路予定地内における土地の形質変更等一定の行為の制限

(1) 道路予定地

道路予定地とは、道路法第18条第1項の規定により道路の区域が決定されてから道路の供用が開始されるまでの間の当該区域をいいます。道路管理者が権原を取得した後には、供用開始前であっても、道路に関する制限規定が準用されます。

(2) 制限の内容（法第91条第1項）

道路予定地内において土地の形質の変更、工作物の新築・改築・増築、若しくは大修繕又は物件の付加増置をしようとする者は、道路管理者の許可を受けなければなりません。

【道路予定地の確認方法】

道路の区域の決定がなされると区域を表示した図面が関係地方整備局若しくは北海道開発局又は関係都道府県若しくは市町村の事務所において一般に縦覧されます。

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行により、道路法（宅建業法施行令3条1項25号）において、宅建業法35条の説明事項が追加されました。

【道路法（昭和27年法律第180号）の改正】

道路法（昭和27年法律第180号）の改正により、防災機能を有する駐車場（「道の駅」など）について、国土交通大臣が「防災拠点自動車駐車場」として指定する制度が創設されました（法第48条の29の2）。

1. 災害応急対策施設管理協定（法第48条の29の5）

道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設の所有者等（※）との間において、目的となる施設や管理方法、期間などを定めた協定（災害応急対策施設管理協定）を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができます（法第48条の29の5）。

（※）道路外災害応急対策施設の所有者等について

道路外災害応急対策施設とは、防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信設備その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設を指します。

また、所有者等とは、道路外災害応急対策施設の所有者のほか、当該道路外災害応急対策施設の敷地である土地の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利を有する者も含まれます。

2. 重要事項説明の追加事項（法第48条の29の7）

災害応急対策施設管理協定は、その協定が公示された後に、その対象となっている道路外災害応急対策施設所有者等となった者に対しても、その効力があります（法第48条の29の7）。

3. 確認方法

災害応急対策施設管理協定が締結されているかどうかは、道路管理者の事務所で確認することができます。また、施設か敷地内の見やすい場所に道路管理者の事務所で閲覧に供

している旨が掲示されていますので、現地でも確認することができます（法第48条の29の6第3項）。

4. 参照条文

第48条の29の2（防災拠点自動車駐車場の指定）

国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）その他の広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるものをいう。次条及び第48条の29の5第一項において同じ。）の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができる。

第48条の29の5（災害応急対策施設管理協定の締結等）

道路管理者は、その管理する防災拠点自動車駐車場について、災害時における広域災害応急対策の拠点としての機能の確保を図るため必要があると認めるときは、あらかじめ、道路外災害応急対策施設所有者等（当該防災拠点自動車駐車場に隣接する土地の区域に存する駐車場、備蓄倉庫、発電施設、通信設備その他災害応急対策に必要なものとして政令で定める工作物又は施設（以下この項において「道路外災害応急対策施設」という。）の所有者又は当該道路外災害応急対策施設の敷地である土地（建築物その他の工作物に道路外災害応急対策施設が設けられている場合にあつては、当該建築物その他の工作物のうち当該道路外災害応急対策施設に係る部分のもの）の所有者若しくは使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。次項及び第四十八条の二十九の七において同じ。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条から第四十八条の二十九の七までにおいて「災害応急対策施設管理協定」という。）を締結して、当該道路外災害応急対策施設の管理を行うことができる。

一 災害応急対策施設管理協定の目的となる道路外災害応急対策施設（以下この項、次条第三項及び第四十八条の二十九の七において「協定災害応急対策施設」という。）

二 協定災害応急対策施設の管理の方法

三 災害応急対策施設管理協定の有効期間

四 災害応急対策施設管理協定に違反した場合の措置

五 次条第三項の規定による災害応急対策施設管理協定の掲示の方法

六 その他協定災害応急対策施設の管理に関し必要な事項

2 災害応急対策施設管理協定については、道路外災害応急対策施設所有者等の全員の合意がなければならない。

第 48 条の 29 の 6（災害応急対策施設管理協定の縦覧等）

1・2 （略）

3 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該災害応急対策施設管理協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、災害応急対策施設管理協定において定めるところにより、協定災害応急対策施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

第 48 条の 29 の 7（災害応急対策施設管理協定の効力）

前条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による公示のあつた災害応急対策施設管理協定は、その公示のあつた後において協定災害応急対策施設の道路外災害応急対策施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。